

石油ストーブは

「対震自動消火装置付」を!

大地震は、突然おこる自然現象で過去の十勝沖地震では、五〇件の火災が発生し、そのうちの二〇件は、石油ストーブにより出火しています。

そこでこれら地震がおきてからの二次的災害(火災)を防ぐため八日市場市外三町消防組合火災予防条例を大幅に改正し、昭和四十九年一月十日からすでに日常使用する石油ストーブは、地震時の振動などで自動的に消火ができる対震自動消火装置のついた石油ストーブでなければ使用してはならなく義務づけられました。

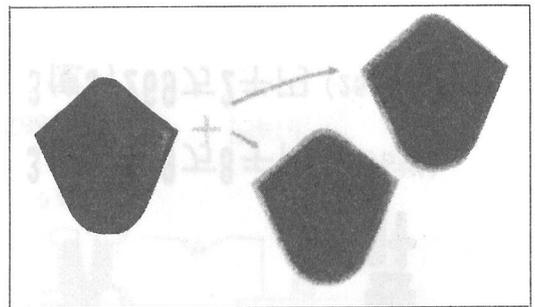
すでに使われているものは、今

月十日以降使用できませんのでなるべく早めに買いかえて、地震に備えておきましょう。

これから新たに石油ストーブを購入するときはこのマークを確認のうえ購入しましょう。



購入するときは



石油ストーブを購入するときには、次のマークの入っている対震自動消火装置付のものを選びましょう。

農業基本調査にご協力下さい

この調査は、農業に関する基本的事項を調査して、本県農業の実態を明らかにするとともに、農林行政に必要な統計資料を整備することを目的として実施します。

一、調査対象
本年二月一日現在県内に現存する農家で、次の1または2に

該当するものについて行ないます。

- (1) 経営耕地面積が十アール以上であるもの。
- (2) 過去一年間の農産物の総販売金額が七万円以上あるもの
- 二、調査期日
昭和五十三年二月一日現在
- 三、調査事項
 - (1) 世帯員の状態
 - (2) 土地
 - (3) 過去一年間の農産物の収穫面積と販売
- 四、調査方法
農林水産業統計調査員の面接聞
- (4) 果樹の栽培面積と販売
- (5) 施設園芸
- (6) しいたけ栽培
- (7) 畜産
- (8) 農業機械
- (9) 農業雇用労働
- (10) 過去一年間の農産物の総販売金額および農外収入
- (11) 過去一年間に一万元以上販売した農産物の部門と販売順位および割合

保育所で入所受付

四月から保育所へ入所を希望する児童、および現在入所中の児童をお持ちの保護者は、入所申請の受付を行いますので、次の事項に注意して手続きをしてください。

1、入所基準

- 児童の母親が、昼間家庭外で仕事をしている場合
- 児童の母親が、昼間家庭で、児童と離れて家事以外の仕事をしている場合
- 母親の死亡、行方不明、拘禁などの理由により、母親のいない家庭の場合
- 母親が出産の前後であったり、病気があったり、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合
- 児童の家庭に、長期にわたるき取り調査

2、入所申請の受付日時、場所

保育所名	定員	期日	時間	場所
大総保育所	60名	1月26日(木)	午前9時30分~11時30分	大総会館
上郷 "	100	1月26日(木)	午後1時~3時30分	上郷会館
横芝第二 "	120	1月27日(金)	午前9時~正午	横芝町役場
横芝第一 "	140	1月27日(金)	午後1時~4時	"
フタノ保育園	120	1月28日(土)	午前9時~正午	"

* 申請用紙は、役場福祉保健課及び各保育所に用意してあります。

3、持参するもの

- 印かん
- 保険証
- 前年度分給与所得の源泉徴収票
- 前年度分町税納税通知書

4、入所の決定、却下

入所措置基準に照らし、その児童が真に保育に欠ける状態にあるかを、訪問調査により決定または却下の通知をします。詳しいお問合せは、役場福祉保健課(☎(2)1111)まで。

